

Partner

パートナー Vol. 57 2022.3 蕨市

蕨市男女共同参画情報紙

パートナーとは…

女性と男性が共に明るい地域社会を築き上げようという意味と、市民の皆さんと市が共に手をたずさえていこうという願いが込められています。

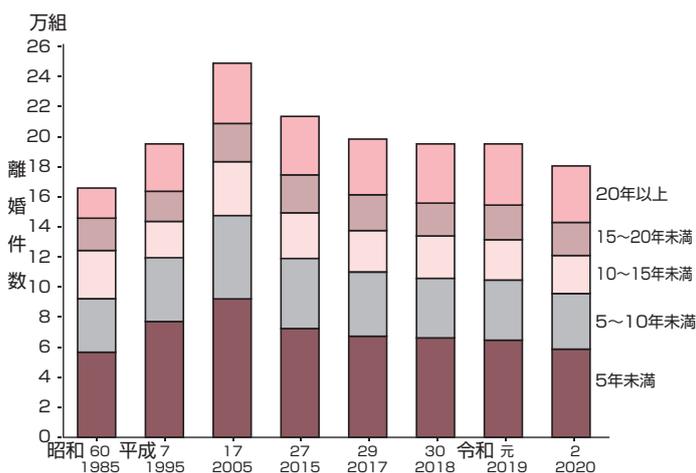
特集

女性のためのライフサポートセミナー

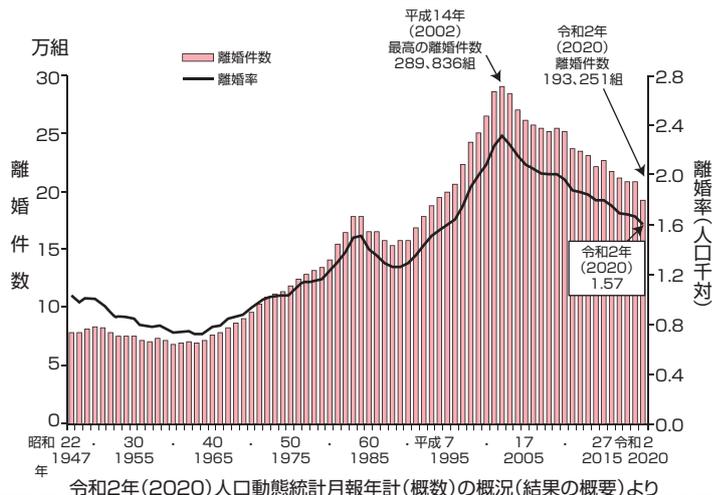
弁護士から学ぶ「離婚問題の知識と法律」



同居期間別にみた離婚件数の年次推移



離婚件数及び離婚率(人口千対)の年次推移



日本の離婚率は、厚生労働省の2020年度統計によると人口1000人あたり離婚率が1.57で、離婚率の高い年代は男女ともに30代が多く、結婚して5年未満の夫婦の離婚率が高いことが分かりました。

これは、自分の人生を大切にしたいと考える人が増え、働き方や生活様式が多様化したことで、夫婦や家族のカタチが大きく変わり、生き方に様々な選択ができるようになったことも原因の一つであると考えられます。

自分の人生の数ある分岐点の中で、ベストな選択ができるよう、いろいろな知識を学んでおくことはとても有意義なことであると考えます。

そこで、今回のパートナーでは、「離婚問題の知識と法律」に焦点を当ててみました。もちろん「離婚」が最良な選択であるかどうかは、冷静に判断しなければなりません。知ることでも大切なことだと考えます。

私らしく生きるために、いろいろな知識を学んでみませんか。

Contents

P2-P4 特集 弁護士から学ぶ「離婚問題の知識と法律」

P5 令和3年度男女共同参画作品募集事業「ひとコマフレーズ」結果発表

P7-P6 蕨市DV防止基本計画(第3次)を策定しました

P8 インフォメーション

特集 女性のためのライフサポートセミナー

弁護士から学ぶ「離婚問題の知識と法律」

令和3年12月2日と16日に、村松綾子弁護士を講師に迎え、女性のためのライフサポートセミナー「弁護士から学ぶ「離婚問題の知識と法律」」を旭町公民館で開催しました。

離婚する人生、離婚しない人生、一度きりの人生、幸せになるために事例を交えながら経験豊かな女性弁護士が分かりやすく説明します。



離婚にはまず

何を考えるのか？

手続きとお金のこと

離婚をするには、離婚届の提出だけではなく、さまざまな手続きが必要となります。そして、その手続きには大きく分けて次のような3つの方法があります。

◇協議離婚

離婚件数全体の約90%を占めるのが協議離婚です。協議離婚とは、夫婦で話し合いを行い、両者が同意した上で離婚届を提出し離婚が成立します。

【メリット】

時間や費用の節約ができる

【デメリット】

財産分与や養育費などの取り決めをきちんと行っておかない

いと後でトラブルになる

★ポイント★

離婚後のトラブルを避けるために離婚協議書を作成して公正証書にしておく、離婚後の養育費等の不払いなどを回避できます。

◇調停離婚

離婚件数全体の約9%を占めるのが調停離婚です。調停離婚とは協議離婚で話し合いがまとまらなかった場合、最初の解決手段となります。家庭裁判所に調停委員が仲介役として夫婦双方の言い分を交互に聞いて、離婚条件の合意を目指します。

【メリット】

夫婦間での直接対話をする必要がない。

【デメリット】

夫婦の合意がないと調停は成

立しない。手間と時間がかかる場合がある。

★ポイント★

調停の際にうまく意見を主張できないと不利な条件で調停が成立してしまい、一度調停が成立してしまえば不服を申し立てることができません。交渉力が重要になるので弁護士へ依頼することも検討しましょう。

家庭裁判所



◇裁判離婚（離婚訴訟）

離婚件数全体の約1%を占めるのが裁判離婚です。裁判離婚とは調停離婚も不成立になった場合に裁判で離婚条件を決めます。

【メリット】

勝訴すれば必ず離婚ができる

【デメリット】

時間も費用も多くなる

★ポイント★

裁判離婚は夫婦が離婚するための最終手段となります。専門的な知識やノウハウが必要となるため、事前準備をしっかりとする必要があります。また、相性の良い弁護士を探すことも大切です。

離婚について話し合うときに、一番もめるのがお金のことです。離婚後の生活を左右する大事な問題なので、事前にきちんと決めておきましょう。

離婚の時に話し合うべき 主なお金は・・・

離婚する時に互いに話し合うお金
のことは、次の3つがあります。

◇財産分与

財産分与とは、夫婦で購入した家
や車、貯金などの夫婦が共同生活を

送る中で形成した財産の公平な分配
が基本であると考えられます。

◇慰謝料

慰謝料とは、相手の不法行為に
よって被った精神的苦痛に対して
支払われるお金です。相手の行為
によって離婚せざるを得なくなっ
た場合などに請求することができ
ます。具体的には、不貞行為や暴
力などがあります。

◇婚姻費用

婚姻費用とは、夫婦が別居をす
る場合に、収入が高い一方が、収
入が低い一方に支払いを求めるこ
とができる生活費（住居費、食費
や光熱費等）や養育費です。婚姻
費用は結婚から離婚までの間に発
生します。

子どもに関する手続きと お金のこと

離婚によって父母が別居すると、
多くの場合、子どもは父母のどち
らか一方と暮らすこととなります。
離婚によって夫婦の関係はなくな
りますが、子どもとの関係では、

離婚をしても父母どちらもが親で
あることに変わりません。子ども
への負担を最小限にするために、
二人で離婚後の子育てについてき
ちんと取り決めをすることが大切
です。子どもについて話し合うべ
き主なものは・・・

◇親権者

親権者は、父母の協議によって
定めることとされています。協議
で決まらない場合は、家庭裁判所
における調停や裁判によって離婚
の手続きの中で定められることと
なります。

親権は親権者であっても、他方
の親と子どもとを会わせたくない
という理由だけで子どもを連れて
転居してはいけません。ただし、
相手から身体的・精神的暴力等の
被害を受けるおそれがあるなど、
子どもの最善の利益に反する場合
には、当てはまりません。

◇養育費

養育費は、離婚後の子どもの監
護や教育のために必要な費用です。
一般的には、子どもが経済的・社
会的に自立するまでに要する費用
を意味し、衣食住に必要な経費、

教育費、医療費などがこれに当た
ります。

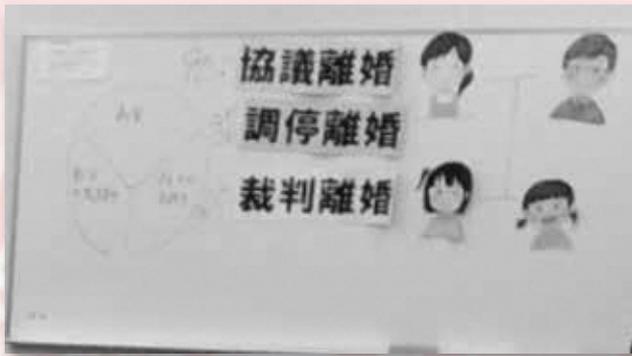
養育費の取り決めに関して、公
正証書の作成をしておけば、不払
い等のトラブルの際に強制執行の
手続きができます。

◇面会交流

面会交流は、子どもと離れて暮
らしている父母の一方が子どもと
定期的、継続的に会って話をしたり、
電話や手紙などの方法で交流する
ことを言います。子どもを引き取っ
た親は、理由なく子どもとの面会
を拒否することはできませんが、
子どもの福祉と利益を最優先に考
えるべきで、子どもが嫌がってい
る等子どもの福祉に反する場合に
は、面会の拒否や制限ができます。



セミナーレポート



離婚するとしたら、まず考えることはズバリお金だそうです。

女性の場合、その先の生活をどうするのか、子どもがいればなおさらです。離婚の理由によっても違ってきますが、もらい損なわなために、法律を味方につけ、できたら弁護士に相談するのが自分も負担が少なくなるようです。

また、離婚の手続きもよく知っておく必要があります。その上で、離婚はせず、同居を続ける、または別居して「婚姻費用」をもらうという選択をする人もいます。

次に、子どもに関する手続きが重要であることを学びました。子どもを連れて離婚する場合、親権、養育費・面会交流について決めることが大事です。日本では養育費の不払いが多いことが問題となっているようです。

面会交流を考える際の「子の最善の利益」については解釈が難しいのですが、子どものためのもの

であるため、子どもの気持ちを一番に汲み取ってあげるべきであると感じました。

村松弁護士は、法律用語が実際に何を指しているのかまた、離婚に至る過程での実際の例をたくさん紹介してくれました。

お金に関する話の中には、慰謝料、養育費、年金分割、財産分与などお金で解決して心の整理をつける方法を教えていただきました。

統計を調べると、離婚原因の上位に精神的DV・経済的DVが上がっています。DVや子どもへの虐待がある場合は、経済的な目途がつかなくても、すぐに離婚したほうが良い場合もあるようです。

今回のセミナーに参加して、結婚・離婚の法律が今の時代に合っていない感じがしました。そして、行政だけでなく、民間の支援のネットワークが広がってほしいと思いました。

また、離婚をするだけが道ではないことや離婚を決断した場合でも、慌てず冷静になり知識を習得した上で取り決めることの大切さを学びました。

法律知識については、専門家に相談しましょう。

○市法律相談

毎月第2・4木曜日、午後1時～4時、1回30分、予約制
問い合わせ：蕨市市民活動推進室
048143317745

○県法律相談

月・火・木曜日、午後1時～4時、予約制
問い合わせ：埼玉県民相談総合センター
048183017830

○法テラス(日本司法支援センター)

全国どこでも法的トラブルを解決するための情報やサービスを受けられる社会を実現するため、「総合法律支援法」に基づき設立されました。トラブルを解決するための情報を知りたいなど、困ったら法テラスへご相談ください。法テラスでは、お困りごとに応じて、問題を解決するための法制度や手続き、適切な相談窓口を無料でご案内します。また、経済的に余裕のない方には、無料法律相談のご案内や弁護士・司法書士の費用等の立て替える制度があります。

法テラス・サポートダイヤル
05701078374 (おなやみなし)

平日9時から21時、土曜日9時から17時(祝日、年末年始を除く)

令和3年度男女共同参画作品募集事業「ひとコマフレーズ」結果発表

身近な生活の中から、男女共同参画の理解と関心を深めることや家庭での男女共同参画を促進することを目的として、市から提供しました、絵本の読み聞かせをする親子や夫婦で料理をするなどの日常のひとコマのイラストに、男女共同参画についてのフレーズを入れてご応募いただき、「ひとコマフレーズ」を開催し、64名の方から118作品のご応募いただきました。

「ひとコマフレーズ」受賞作品

最優秀賞



(夫) 一緒に作って、一緒に食べる。

良い趣味が見つかったよ!

(妻) コロナで出かけられないのは残念だけど、
良いこともあったわ!

(審査員講評) コロナというフレーズが入っていてタイムリーであり、男女共同のテーマにあったとても良い作品です。

優秀賞



(夫) 出産おつかれさま、元気な子を産んでくれてありがとう

(妻) これからは2人の1010ね

(子) ぼく優しいお兄ちゃんになるよ

(審査員講評) 出産、子育て等の全ての内容が入っていて、家族愛を感じる作品です。

優秀賞



(夫) 思い切って専業主夫になって良かったな。

夫婦でお互いに得意なことをやれば良いんだ!

(審査員講評) 相手を尊重しあい、新しい意識を感じるメッセージです。

セカンドリーグ 埼玉賞



(夫) 二人で作る料理は金メダル級だね。

(妻) 本当ね。笑顔が広がるね。

(審査員講評) 今年オリンピックが開催され話題性があり、笑顔があふれる作品です。

関東図書 株式会社賞



(子) 1010とママの手、大きいね!

(ママ) ○○ちゃんの手はあったかくて気持ちいい!

(1010) みんなでお散歩、嬉しいね

(審査員講評) 身近な人とのコミュニケーションを感じました。あたたかい家庭を築いてもらいたいです。

蕨市観光 協会賞



(父) せーのっ! たかいたかへい

(子) おごへい! お空飛んだみたへい!!

(審査員講評) 親子の笑顔が想像できて楽しそうな作品です。

蕨市 DV 防止基本計画（第3次）

（令和3年～令和7年度）を策定しました。



●計画策定の趣旨

このたび、蕨市DV防止基本計画（第2次）策定から5年が経過することから、この間の計画の進捗状況とその成果を検証するとともに、社会情勢の変化や国等の動きを踏まえた上で、より効果的な施策を実施するため、蕨市DV防止基本計画（第2次）を見直し、（第3次）計画を策定しました。

●（3次）計画の主な改定内容

- ①外国人や高齢者、障害者だけでなく社会で困難な状況に置かれている人に対し、人権尊重の配慮した支援を進めていくことを盛り込みました。
- ②DVと児童虐待が家庭内で同時に行われている場合もあることから、被害者の早期発見・早期介入のため、要保護児童対策地域協議会による関係機関との連携強化を施策に盛り込みました。

計画の性格と位置づけ

- (1) この計画は、「DV防止法」の「市町村基本計画」に相当するものです。
- (2) この計画は、「DV防止法」に基づく国の「基本的な方針」に即し、かつ同法に基づく「埼玉県DV防止基本計画」の内容を勘案して策定したものです。
- (3) この計画は、「蕨市男女共同参画パートナーシップ条例」の趣旨を踏まえたものです。
- (4) この計画は、「蕨市男女共同参画パートナーシッププラン（第2次）後期計画」の低位に位置づける分野別計画です。
- (5) この計画は、計画期間内に取り組む基本目標及び施策を取りまとめたものです。

基本的な考え方

「DV防止法」において対象とする暴力は、「配偶者（事実上婚姻関係と同様の事情にあるもの（内縁）を含む）」および「生活の本拠を共にする交際をする関係（同棲）にある相手」、さらに「離婚や事実上の婚姻関係の解消、生活の本拠を共にする交際をする関係の解消をした相手」からの暴力に限定されていますが、この計画では、上記に該当しない「デートDV（若者者の間で起こる、交際相手からの暴力）」についても対象とします。

また、暴力の種類については、身体的な危害を加える暴力だけでなく、精神的暴力、性的暴力、経済的暴力も含みます。なお、蕨市は以下の視点での施策を推進します。

施策推進の視点

- ① DVは犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、どんな理由があっても許されないという認識に立つこと
- ② DVの特性や被害の実態を十分に理解した上で、被害者の立場に立ち、被害者の意思を尊重した支援に努めること
- ③ 被害者の多くは女性であり、経済的自立が困難である女性に対するDVは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げともなっているため、女性被害者を中心とした施策を講じる必要があること
- ④ 女性であることに加え、障害者や高齢者、外国人であること、また貧困であること等により複合的に困難な状況に置かれている場合があるという認識を持つこと
- ⑤ DVが行われている家庭では子どもや親族も被害者であり、子どもの目の前で行われるDVは児童虐待※でもあるという認識を持つこと
- ⑥ 被害数は少ないものの、男性の被害者も存在することから、男性被害者からの相談や支援にも適切に対応すること
- ⑦ DVの防止のための啓発と被害者の支援は行政の責務であること
- ⑧ 庁内及び関係機関や民間団体との連携による支援を強化すること

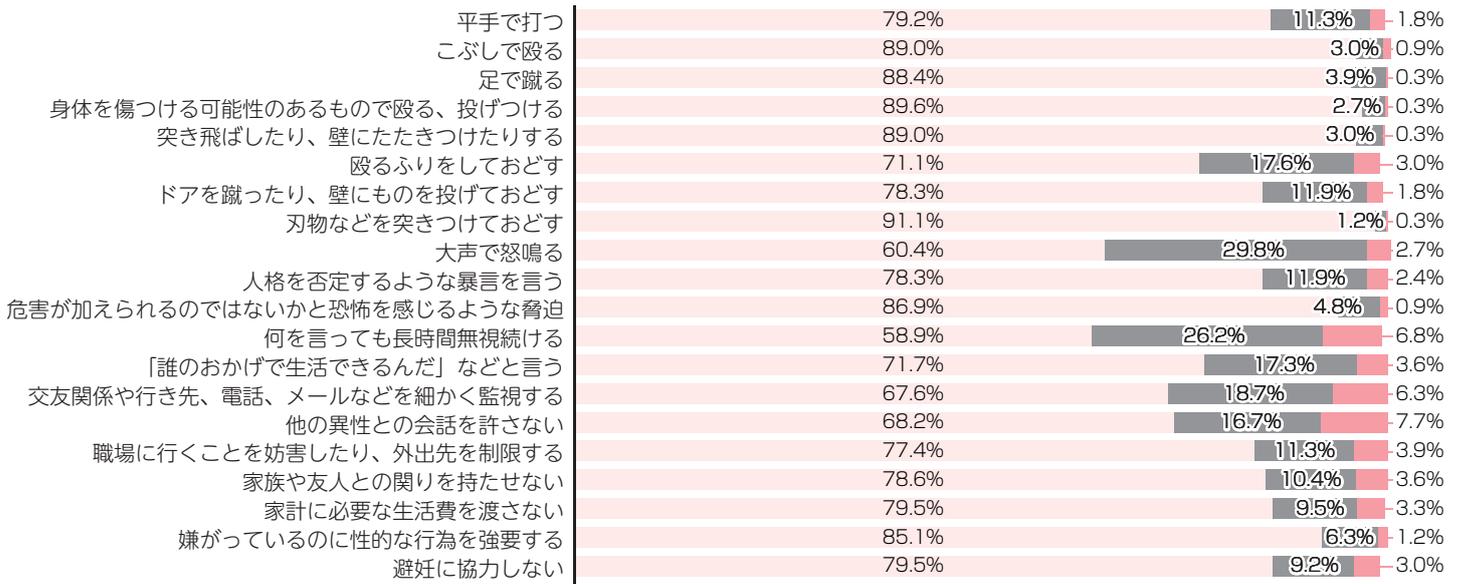
※児童虐待

児童虐待防止法では、「児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力など児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと」も児童虐待にあたるとしている。

暴力にあたると思う行為

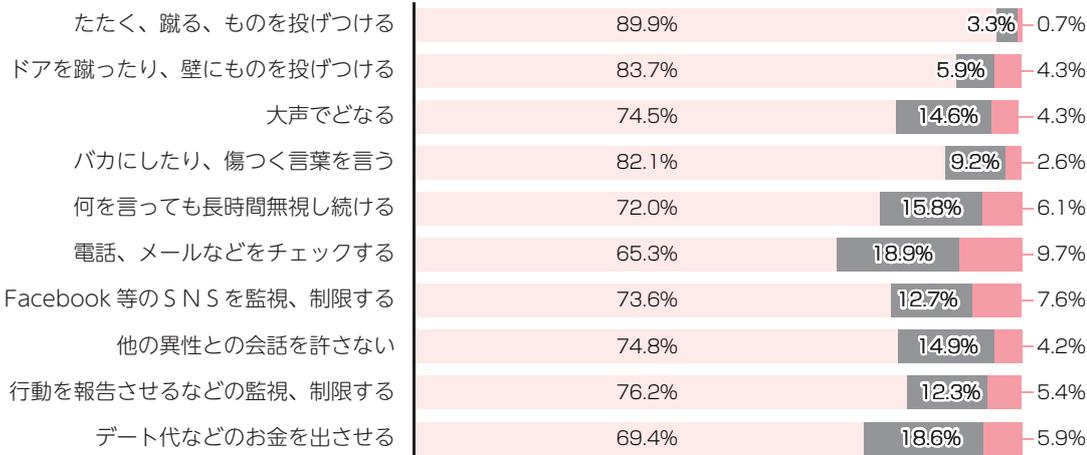
R2年度 蕨市 配偶者等からの暴力に関する調査結果

n=336 □ どんな場合でも暴力にあたる ■ 暴力の場合とそうでない場合がある ■ 暴力にあたるとは思わない



R2年度 蕨市 デートDVに関する調査結果

n=424 □ 暴力だと思う ■ どちらともいえない ■ 暴力だとは思わない



※ デートDV
若年者の中で起こる、
実際相手からの暴力を
「デートDV」という

プラス DV相談+

電話・メール 24時間受付
チャット相談 12:00~22:00

電話 24時間受付 0120-279-889

メール ここをクリック! 24時間受付

チャット 受付 12:00~22:00 チャットはこちら

※スマートフォンからは右のQRコードよりご利用ください



DVのお悩み、ひとりで抱えていませんか?

あなたが配偶者やパートナーから受けている様々な暴力(DV)について、専門の相談員と一緒に考えます。「これってDVかな?」「暴力を振るわれている」「今すぐパートナーから逃げたいけどどうしたらいいの?」「自分だけでなく子どもたちのことも心配」など、どんなご相談もお気軽にご連絡ください。

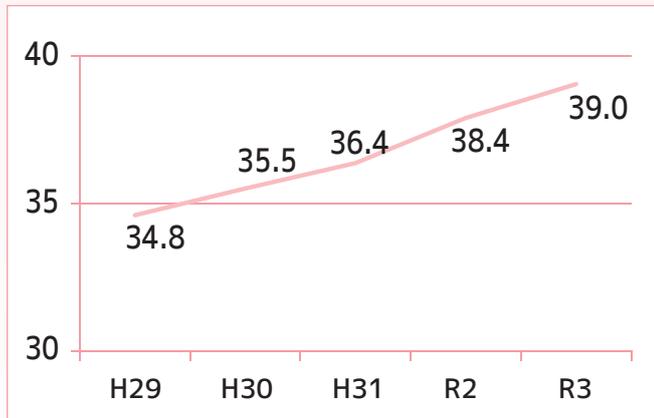
なお、「DV相談ナビ」(#8008 (はれれば))でも相談を受け付けています。最寄りの配偶者暴力相談支援センターにつながります。お急ぎの相談については、こちらにご連絡ください。

- 専門の相談員が対応
- 面談、同行支援などの直接支援も実施
- 安全な居場所も提供
- 24時間電話対応
- 10か国語対応

インフォメーション

●女性活躍データ

男女共同参画の進み具合を示す指標に審議会等の女性登用率と地方公共団体の女性管理職の割合があります。蕨市では令和5年度までに40%とすることを目標としています。



審議会の女性委員の登用状況

※ここでいう審議会とは、地方自治法(第202の3)に基づき、法令・条例で設置されている審議会(附属機関)を指します。



地方公共団体の管理職に占める女性の割合

※ここでいう管理職とは本庁の課長及びこれに相当する職以上です。

ご相談ください！

思い当たることはありませんか？ ひとりで悩まないで!!!

DV相談

配偶者等からの暴力(DV)に関する相談に応じるほか、被害者の自立や支援に必要な情報の提供や関係機関との連絡調整、援助等を行います。予約は不要です。

DVは殴る蹴るといった身体的な暴力だけではなく、精神的暴力・性的暴力・経済的暴力などがあります。「おかしいな」と感じたら、まずは相談してみませんか？

【蕨市配偶者暴力相談支援センター】

(蕨市市民生活部市民活動推進室)

TEL048-433-7745

月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)8:30～17:15

※火・水・木(祝日・年末年始を除く)9:00～17:00は、女性相談員が対応します。

誰にも話せなかった悩み… 思い切って話してみませんか？

女性の心と生き方相談

女性フェミニストカウンセラーがあなたの心の整理をお手伝いしながら、一緒に解決の糸口を探していきます。予約制です。事前にご連絡ください。

- 家族・子育て・介護のこと
- 自分自身のこと
- 仕事のこと
- 近隣との関係のこと
- 性のこと、身体のこと
- その他どんなことでも

相談日：第1・3・4金曜日

時間：午後1時～3時50分

相談時間：1人50分

※相談は無料です。※秘密は厳守いたします。

※相談は面談または電話で応じます。

予約・お問合せ 市民活動推進室 TEL048-433-7745

パートナー第57号

(2022年3月1日発行)

企画編集 パートナー編集委員会

(蕨市市民生活部市民活動推進室)

編集委員 加藤光男 杉山節子 土肥仁美

〒335-8501 蕨市中央 5-14-15 電話 048-433-7745 (直通)

Eメール siminsit@city.warabi.saitama.jp

編集後記

杉山：大切なのは「誰も孤立しない・させない社会」にしていくことです。

なお、今年4月から18歳成人になるので、結婚についての法律も変わります。

加藤：こんな時だからこそ「出逢いは宝と勇気」思い出して大切にしたいです。

土肥：「ひとコマフレーズ」に大勢の方がご応募いただきありがとうございます。

アンケートや調査結果からも気づくことが多くあり、自分自身の感覚を常に確認することが大切と感じました。

パートナー編集委員募集 一緒に楽しく男女共同参画を学びながら、パートナーの編集をしてみませんか。